## 令和2年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

### 【問題I】

商標権の設定の登録前の金銭的請求権の(1)発生要件、(2)効力及び行使時期、(3) 消滅について説明せよ。

ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【40点】

#### 【問題Ⅱ】

フィッシュ愛フィッシュ株式会社(以下「**甲**」という。)は、以下に示す「FIF」と「フィッシュ愛フィッシュ」の2段書きからなる商標(以下「本件商標」という。)について、第29類「水産物の缶詰」を指定商品とする商標登録出願を行い、平成27年(2015年)6月10日に商標登録を受けた。その後、**甲**は、本件商標と同一の標章について第31類「食用魚介類(生きているものに限る。)」を指定商品とする防護標章登録を受けた。

# FIF

#### フィッシュ愛フィッシュ

**Z**は、スイス国に所在する国際機関である国際漁業連盟 (Federation for International Fishery) であって、缶詰を含む加工水産物の品質を証明している。**Z**の略称である「FIF」は、国際機関を表示する標章として、令和2年(2020年)10月1日に、経済産業大臣が指定するものとなった(以下「指定標章」という。)。

そこで、**乙**は、令和2年(2020年)10月22日に、**甲**の本件商標が商標法第4条第1項に掲げる商標に該当すると主張し、本件商標に係る商標登録を無効にすることについて、日本国内に居所を有する代理人により、審判を請求した(以下「本件無効審判」という。)。

以上の事実を踏まえ、以下の設問に答えよ。なお、本件商標と指定標章は類似し、**甲**の 防護標章登録には無効理由、取消理由のいずれも存在しないものとする。

- (1) 本件無効審判において、**乙**の主張する無効理由が、商標法第4条第1項のうち第何 号の規定に基づくものであるかを特定せよ。
- (2) 上記(1)で特定した規定の趣旨を説明せよ。
- (3) 本件無効審判が、その請求の各要件を具備するか説明せよ。
- (4) **甲**は、本件商標の登録の無効を回避するために、本件無効審判において、どのような答弁をすべきか上記(1)で特定した規定に沿って論ぜよ。